

地域生活支援拠点 ガイドブック

令和5年度版

愛別町

上川町

比布町

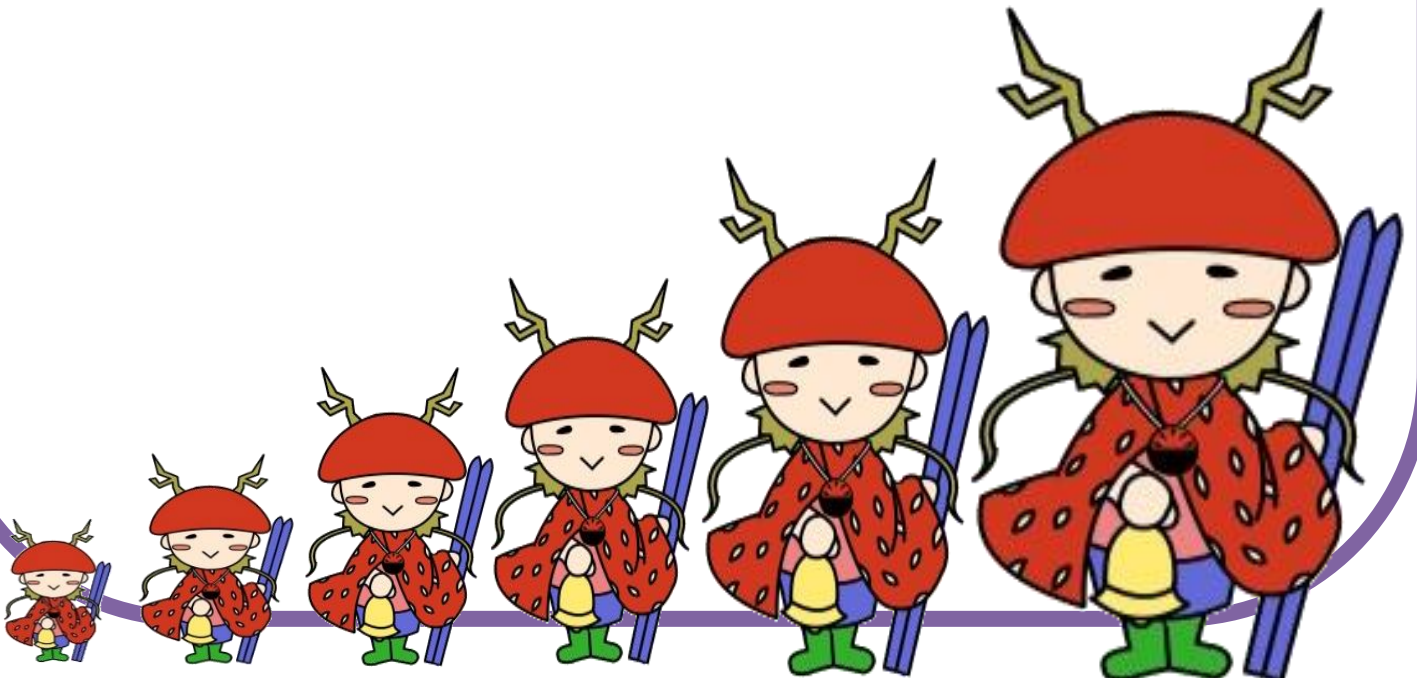
当麻町

地域生活支援拠点イメージキャラクター

すーぱーきたよんちゃん

目 次

- 1, 地域生活支援拠点「とりくみ」からガイドブックへ… p.1
- 2, 地域生活支援拠点の機能・イメージ図(啓発チラシ) … p.2
- 3, 課題解決に向けた具体的な協議内容 … p.3
- 4, ネットワーク事業所の紹介 … p.6
- 5, 4 町の地域生活支援拠点 5 つの機能の方向性と具体的内容 … p.7
- 6, 4 町の 5 つの機能の継続検討課題と各機能の関係資料… p.9
- 7, 福祉便利帳… p.34
- 8, 地域生活支援拠点等を活用した事例について p.35, p.36
- 9, 地域生活支援拠点の手続き《事業所用》…p.37, p.38, p.39





「とりくみ」から「ガイドブック」へ

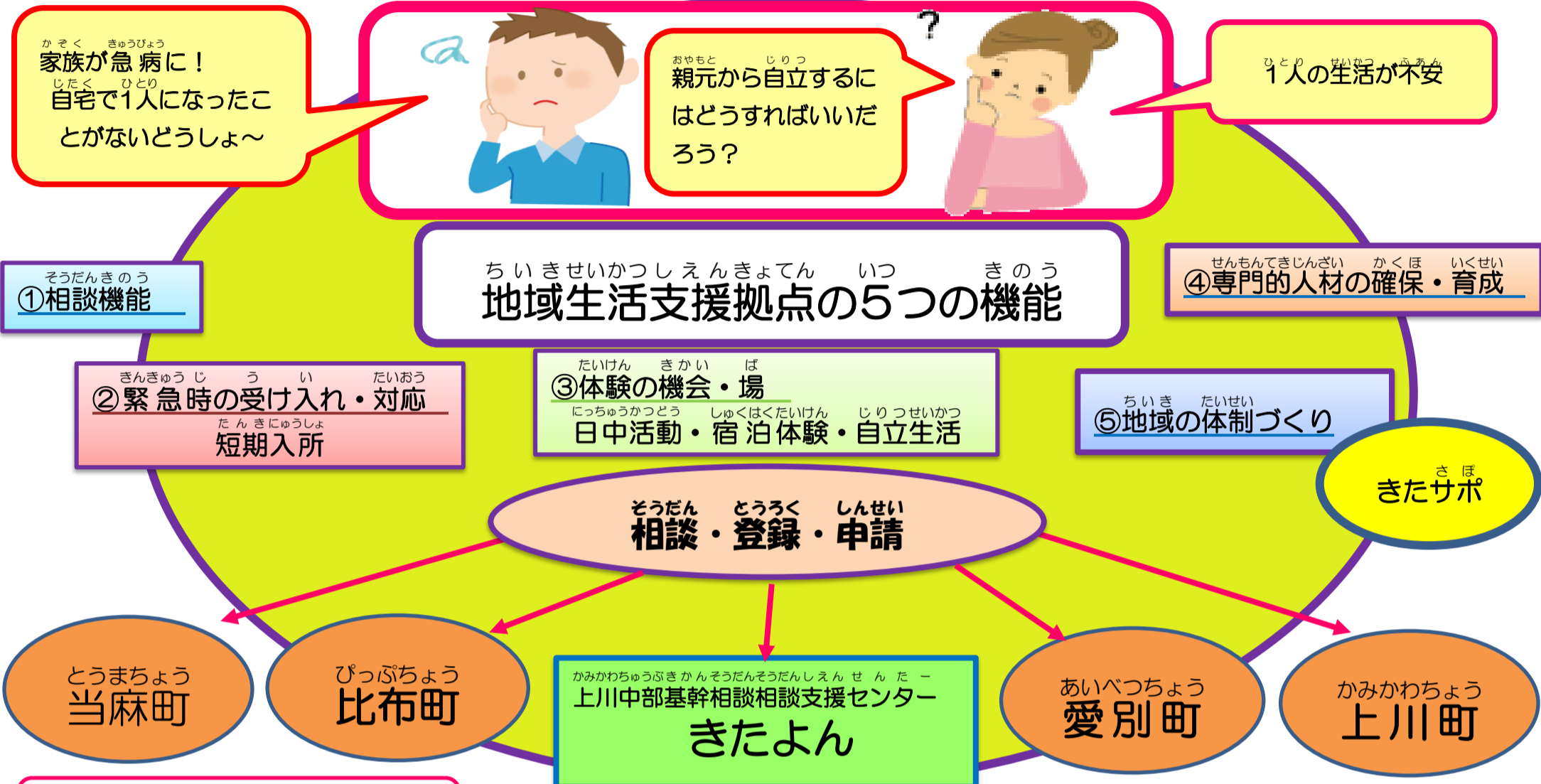
地域には、障害児、者を支える様々な資源があり、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められてきましたが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害児者の重度化・高齢化や「親と亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要となりました。

平成26年に上川中部基幹相談支援センターが設置され4町(当麻町、比布町、愛別町、上川町)と第4期、5期、障がい福祉計画に沿って拠点の整備を行い、地域課題の抽出、各町における整備の方向性等を考えてきました。平成29年10月に4町の行政、事業所が集まり地域生活支援拠点整備に関する意見交換会を開催し、継続した協議、検討が必要であるとの意見があり、平成30年より、地域生活支援拠点検討委員会(すーぱーきたよんちゃん)を置き、上川中部基幹相談支援センターが中心になり関係機関からご意見をいただきました。定期開催の中で「とりくみ」と題して検討した内容等を「ガイドブック」、「地域生活支援拠点パンフレット」、「福祉便利帳」、「きたさぽ」「きたサポの手引き」「地域生活支援拠点のチラシ」「すーぱーきたよんちゃんファイル」等を作成していき、また、令和3年度より、地域生活支援拠点事業要綱、地域移行のための安心生活支援事業要綱が施行されたことで「ガイドブック」と名前を変更し継続して協議、検討をしていきます。

ち い き せ い か つ し え ん き よ て ん
地域生活支援拠点



障がいをお持ちの方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えて（当麻町・比布町・愛別町・上川町）の実情に応じた創意工夫により、障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるサポート体制があります。



ち い き せ い か つ し え ん き よ て ん な に
地域生活支援拠点って何？

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを市町村に整備することです。

たい げ ん き かい ば な に
体験の機会・場って何？

親元からの自立等にあたって、障がい福祉サービス利用や1人暮らしの体験の機会や場の提供をすることです。

きん きゅう じ う い な に
緊急時の受け入れって何？

介護者の急病や障がい者の状態変化等による緊急時の受け入れなど、必要な対応を行うことです。

そう だん
だれが相談できますか？

障がいのある方やご家族、関係機関（福祉サービス事業所など）からの相談を受けることができます。対象地域は、当麻町・比布町・愛別町・上川町です。

そう だん
どのように相談したらよいですか？

センターへの来所やお電話での相談のほか、ご自宅などへお伺いすることもできます。FAX、メールでもお受けしています。

こちらに、
 ご連絡ください

- 当麻町役場保健福祉課福祉係
 電話 0166-84-2111(代表)
- 比布町役場保健福祉課福祉係
 電話 0166-85-4804(直通)
- 愛別町役場保健福祉課福祉係
 電話 01658-6-5111(代表)
- 上川町役場保健福祉課介護福祉グループ
 電話 01658-2-4055(直通)
- 上川中部基幹相談支援センターきたよん
 電話 0166-84-7111
 FAX 0166-84-7333
 メール kitayon@potato.ne.jp

地域生活支援拠点の整備プロセス・協議内容

日時	開催場所	内容
平成26年4月	上川中部基幹相談支援センターを4町で共同設置	
平成29年10月 地域生活支援拠点検討委員会	当麻町役場3階 研修室	・地域生活支援拠点意見交換会
平成30年6月29日 すーぱーきたよんちゃん	当麻町農村環境改善センター	・「地域生活支援拠点」について情報を共有。 ・「地域生活支援拠点検討委員会(仮)」の名称を「すーぱーきたよんちゃん」と決定。 ・平成30年度の活動について協議。
平成30年8月23日 すーぱーきたよんちゃん	ワークサポート フレンズ	・イメージキャラクター「すーぱーきたよんちゃん」のイラストを確認。今後の活用方法を検討。 ・「緊急時の受け入れ・対応について」「体験の機会・場の提供」について協議。
平成30年10月25日 すーぱーきたよんちゃん	特定非営利活動法人 あいねっと食堂	・「24時間体制の相談受付機能」「体験の機会・場の提供」についてグループワークを実施。 ・「拠点ガイドブック」について情報共有。
平成30年12月13日 すーぱーきたよんちゃん	麺どう菜	・「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」について協議。 ・イメージキャラクター「すーぱーきたよんちゃん」を使用したグッズの作成について。
平成31年2月14日 すーぱーきたよんちゃん	ギャラリーかたるベプラス	・「緊急時の受け入れ・対応について」「体験の機会・場の提供」についてさらに深めて協議。 ・次年度の活動について検討。
平成31年4月25日 すーぱーきたよんちゃん	比布 ピピカフェ	・前年度の振り返りと今年度の活動について確認。 ・普及啓発に向けて配布予定のチラシの内容について協議。 ・「緊急時」「体験利用」の受け入れと対応について検討。(各事業所に共通のファイルを設置し、利用希望者への説明ツールとする)
令和元年6月27日 すーぱーきたよんちゃん	かたるべの森美術館	・事業所紹介の確認 ・配布チラシの内容と配布方法について ・フローチャートについて ・体験、緊急の登録書について
令和元年8月29日 すーぱーきたよんちゃん	当麻町 まとまーる	・前回までの振り返り ・事業所紹介について ・啓発活動の報告 ・パンフレットについて ・すーぱーきたよんちゃんのポーズについて
令和元年10月24日 すーぱーきたよんちゃん	愛別町 あいねっと	・前回までの振り返り ・事業所紹介についての確認 ・パンフレットの内容について

日 時	開催場所	内 容
令和元年 12月 12日 すーぱーきたよんちゃん	当麻町 かたるべの森	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいB型事業所の紹介 ・11/22の4町福祉課との話し合いについて ・ガイドブック(案)について ・来年度以降の当事者、町民、関係機関への周知方法 ・パンフレットについて
令和2年2月 日		※ コロナ感染拡大防止のため中止
令和2年6月3日 4町担当者会議1回目	当麻町役場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱、要領について ・緊急発生時の受け入れ・対応の詳細、検討 ・登録制の懸念 ・利用日数の設定 ・体験の機会・場の提供での利用回数 ・宿泊、自立のプログラムの実施に向けて
令和2年6月25日 すーぱーきたよんちゃん	まとまーる大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・前回までの振り返り ・今年度のスケジュールと課題整理シート ・地域生活支援拠点の資料について ・各事業所での拠点の周知について ・町民や関係機関への周知方法について
令和2年7月13日 4町担当者会議2回目	当麻町役場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・参加されていない事業所へのアプローチ ・前回の検討についての確認 ・各資料についての、周知方法
令和2年8月21日 4町担当者会議3回目	当麻町役場 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱策定協議について ・周知場所と方法について ・ホームページの確認の内容
令和2年9月24日 すーぱーきたよんちゃん	当麻町まとまーる	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度からの地域生活支援拠点の取り組みについての報告 ・地域生活支援拠点の周知方法・場所について ・地域生活支援拠点の経費について ・体験の機会、場の提供について(宿泊、自立生活のプログラムについて)
令和2年10月21日 4町担当者会議4回目	当麻町まとまーる	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について ・要綱策定協議・整理について ・周知場所と周知方法の具体化について ・きたよんホームページの確認について ・地域生活支援拠点のチラシの変更について ・地域生活支援拠点のとりくみの資料編について ・11月の地域生活支援拠点検討委員会の開催について
令和2年11月12日 すーぱーきたよんちゃん	当麻町まとまーる	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所での拠点の説明会実施状況について ・周知状況堪忍 ・資料の変更について ・宿泊、自立生活のプログラムについての協議

日 時	開催場所	内 容
令和3年2月25日 すーぱーきたよんちゃん	当麻町まとまーる	<ul style="list-style-type: none"> ・HP 開設 ・各グループからの課題内容共有 ・地域生活支援拠点の周知状況について ・次年度について ・書類ファイルの活用について ・周知の進め方について ・各町 要綱作成に向けての最終確認
令和3年4月23日 4町担当者会議1回目	当麻町まとまーる	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度すーぱーきたよんちゃんの事業計画について ・すーぱーきたよんちゃんの運営について ・啓発グッズについて ※ 地域生活支援拠点事業実施要項を定め 4月1日から施行する。 ※ 地域移行のための安心生活支援事業要綱を定め 4月1日から施行する。
令和3年7月29日 令和3年度1回目 すーぱーきたよんちゃん	当麻町まとまーる	<p>《報告》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営とスケジュール ・「とりくみ」から「ガイドブック」の変更について ・拠点の啓発活動について ・安心生活支援事業について ・体験利用時の「見学」について ・ファイルとシールについて <p>※事例を用いての検討については次回に延期</p>
令和4年5月 4町担当者会議	当麻町 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の振り返りと今年度の課題共有 ・役割分担 ・安心生活支援事業の運営規定、協定書の確認
令和4年6月	愛別町 蔵ら	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの振り返りと今年度の重点取り組み課題 ・5つの機能の事例検討
令和4年10月	当麻町 まとまーる	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブック、福祉便利帳、拠点パンフレットの変更について ・前回のポスター変更の内容について ・周知方法 ・ホームページのこと ・事例検討
令和5年2月	当麻町 就労継続支援 B型事業所ワークプレイスさんれっど	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の周知の進捗について ・地域生活支援拠点整備の現状と今後の課題について ・各事業所紹介の内容確認 ・来年度の「すーぱーきたよんちゃん検討委員会」の開催について

ネットワーク事業所



事業所名	住所	電話番号
当麻かたるべの森	当麻町5条東3丁目7番25	0166-58-8070
ワークショップさんれっと	当麻町3条西3丁目12-18	0166-76-1753
合同会社さぽーとカラフル	当麻町宇園別2区1	0166-56-1524
わーくさぽーとのどか	比布町寿町1丁目1番1号	0166-85-3434
ワークサポートフレンズ	比布町基線4号	0166-85-3722
障がい福祉サービス事業所あいねっと	愛別町字南町29番地26	01658-9-8787
当麻町社会福祉協議会	当麻町4条東2丁目16-3	0166-84-5711
比布町社会福祉協議会	比布町北町1丁目2番2号	0166-85-2943
愛別町社会福祉協議会	愛別町字本町345番地1	01658-6-6800
上川町社会福祉協議会	上川郡上川町本町2番地	01658-2-3343
当麻町役場保健福祉課	当麻町3条東2丁目11番1号	0166-84-2111
比布町役場保健福祉課	比布町北町1丁目2番1号	0166-85-4804(直通)
愛別町役場保健福祉課	愛別町字本町179番地	01658-6-5111
上川町役場保健福祉課介護福祉グループ	上川町南町180番地	01658-2-4055(直通)

4 町の地域生活支援拠点 5 つの機能の方向性と具体的内容

① 相談機能

・上川中部基幹相談支援センターきたよんが、来所や、電話での相談受付の他、ファックス、メール、ご自宅などへお伺いし、事前登録申請は、上川中部基幹相談支援センター、役場の保健福祉課窓口で登録することができます。

※事前登録制とし、利用者の情報を事前に収集し、緊急時も見据えたアセスメントをすることで緊急時のリスクを軽減する。アセスメント時にご本人と確認し、予防・対応プラン、サポートマップを作成していき、迅速に対応できるようにしていく。

※関係資料 9 ページ～13 ページ

② 緊急時の受け入れ・対応

・介護者の急病、事故、葬祭、出産等や障がい者の状態変化等の緊急時に必要な対応をします。

※地域生活支援事業「地域移行のための安心生活支援」の居室確保事業を活用し、緊急の受け入れ場所を確保。(令和3年4月施行)

※緊急時の受け入れのネットワーク事業所拡大

※関係資料 14 ページ～17 ページ

③ 体験の機会・場の提供

・地域移行支援や親元からの自立等にあたって、1人暮らしの体験をする機会や場の提供をします。

※宿泊体験・生活(自立)体験は、夕食前より開始し宿泊を体験後に翌日に生活体験を行い送り等で帰宅する流れになっています。

※関係資料 17 ページ～25 ページ

④ 専門的人材の確保・育成

- 福祉従事者の人材確保とスキルアップのための取り組みを行います。
- 地域の体制づくりの中でのすーぱーきたよんちゃんライフサポートきたサポでの活動を通し、将来的な人材の確保、スキルを高める機会を提供することです。

※関係資料 27 ページ

⑤ 地域の体制づくり

- 地域で安心して暮らすことができる体制を関係機関や地域の方たちで支えていく取り組みを行います。(すーぱーきたよんちゃんライフサポートきたサポ)

※関係資料 27 ページ~37 ページ

※ 居住機能

- どこで誰と、どのような生活をするのか、暮らしの場を選択ができるような情報提供を行います。



4 町の 5 つの機能について、前年度までの進捗と今年度の協議・検討課題について…

① 相談機能

※ 関係資料 1～4

★前年度までの整備内容(平成 30 年～令和 4 年)★

- ① 4 町での相談機能ついての方法⇒来所、訪問、電話、メール等での 24 時間の受付。
相談受付した方に事前登録の説明。
- ② 登録制のフローチャート ※アセスメントシート、同意書については、資料編を参照
- ③ 予防、対応プランのフォーマット ※プランの様式については、資料編を参照
- ④ 登録し地域生活支援拠点の利用が決まった時に差し上げるクリアファイル 80 枚作成。
- ⑤ きたよん内部体制と受付マニュアル作成
- ⑥ 各町の福祉課、きたよんでのホームページでの地域生活支援拠点の紹介
- ⑦ きたよん HP でのメールでの相談機能の整備
- ⑧ 関係機関、ご本人にお渡しする福祉便利帳の作成
- ⑨ 事例を用いての「すーぱーきたよんちゃん」での勉強会
- ⑩ 登録用紙、登録の流れの変更
- ⑪ 「地域生活支援拠点の手引き」作成

★今年度の確認と検討事項★

- ① 「緊急時の支援が見込めない世帯の把握」を、どのように取りまとめをしていくか。
- ② 登録⇒計画相談(通所のみで住のサービス利用していない方、住のサービスは使っていて、日中サービス利用していない方)と一般相談の 3 つに分け、該当者をリストアップする。その上で拠点の登録可能性がある方に丸印など・・・
・手帳保持者で福祉サービスの利用をしていない方のリストアップを 4 町担当者に依頼
上記リスト確認し、全体の該当しそうな方の把握を行う。

地域生活支援拠点を利用するためには 事前の登録 が必要です。



事前登録の流れ

① 地域生活支援拠点を利用したいです
【ご本人・ご家族】

② 事前登録申請書を提出
【役場または、きたよんにあります】

③ 後日、ご本人とお話をします
【きたよん】

事前登録書には、名前、生年月日、連絡先手帳の有無、世帯の状況などを記入する用紙です。

たとえば…

- 希望していること
- 生活のなかで不安に思っていることなどをのお話をお聞きし、アセスメントシート(基本情報)を作成します。
- 必要に応じて予防対応プランの作成をします。

◆質問 事前登録ってなんですか？

答え⇒利用にあたっては、登録が必要です。登録を希望される方は事前登録申請書を提出してください。

◆質問 誰が登録できますか？

答え⇒ご本人やご家族が登録することができます。

◆質問 すぐに利用しなくても、登録だけできますか？

答え⇒事前に登録することができます。

◆質問 どこで登録の手続きができますか？

答え⇒ 役場福祉課、上川中部基幹相談支援センターで手続きができます。

担当：

連絡先 上川中部基幹相談支援センターきたよん

電話 0166-84-7111

FAX 0166-84-7333

Mail kitayon@potato.ne.jp



地域生活支援拠点 事前登録申請書

次のとおり、地域生活支援拠点に伴う事前登録を希望するため申請します。また、地域生活支援拠点に伴う事前登録シートの作成を依頼し、緊急時に備えて、支援関係者等にこれを提供することに同意します。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____

続柄	本人・家族 ()
連絡先	

1, 登録希望者

氏名		生年月日	
住所			
電話番号			

2, 登録希望者の状況

手帳種類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (種 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 (□A □B) <input type="checkbox"/> 精神障害者保険福祉手帳 (級) <input type="checkbox"/> 自立支援医療 <input type="checkbox"/> その他 ()	世帯状況	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 家族と同居
			特記事項

利用申請受付日	令和 年 月 日	登録番号
---------	----------	------

関係資料 相談機能 3-1

ち い き せ い か つ し え ん き ゃ て ん
地域生活支援拠点

じ ぜ ん と う ろ く し ゃ き ほ ん じ ゃ う ほう
事前登録書・基本情報



さくせいねんがっぴ
作成年月日：

ねん がつ にち
年 月 日

さくせいしやしめい
作成者氏名：

ふりがな			せい 性 べつ 別	おと 男 ・ おんな 女	せいねんがっぴ 生年月日	しょうわ へいせい れいわ (昭和・平成・令和)	ねん がつ にち 年 月 日
し 氏 めい 名					ねん 年	がつ 月	にち 日
じゅう 住 しょ 所	〒 _____						
れんらくさき 連絡先	じたく (自宅) けいたい (携帯)		マンション名 緊急連絡先 氏名： _____ Tel： _____				
かぞくじょうきょう 家族状況				いりょうほけん ほけん せいどう 医療にかかる保険・制度等			
し 氏 めい 名	ぞくがら 続柄	せ 世 たい 帯	いりょうほけん 医療保険 (種類)	ほんにん かぞく 本人・家族			
		どう べつ 同・別		こくほ しゃほ きょうさい せいかつ ほご 国保・社保・共済・生活保護・その他			
		どう べつ 同・別	いりょうひ じよせいどう 医療費の助成等	じりつしえ んいりょう じゅうどしんしんしょうがいしゅいりょうひじよせい 自立支援医療・重度心身障害者医療費助成			
		どう べつ 同・別		とくていしっかん ・特定疾患			
		どう べつ 同・別	せいかつ ほご 生活保護	たんとうしゃ 担当者：		れんらくさき 連絡先：	
げんざいりょう しょう ふくし ・現在利用されている障がい福祉サービスについて (○を付けてください) あり ・ なし りょうじぎょうしよめい 利用事業所名： _____ 担当者名： _____							
ふくし けいかくそうだん りょう ふあん しんぱいごと はいりょ ひつよう てんなど ・福祉サービスや計画相談の利用にあたり不安や心配事や配慮が必要な点等							
ふくし りょうびいがい す かた よてい ・福祉サービス利用日以外の過ごし方、予定など							
しょう しつかんめい 障がいまたは疾患名							
てちょう ねんきん じゆきゆうしやしやうとう 手帳・年金・受給者証等				しゅるいおよ とうきゆうとう 種類及び等級等			
1) しんたいしやう てちょう 身体障がい手帳				しかくしやう ちやうかじやう したいふじゆう ないぶしやう た 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・内部障がい・その他 () きゆう きゆう きゆう きゆう きゆう 1級・2級・3級・4級・5級・6級 / しんせいちゆう 申請中			
2) りょういくてちょう 療育手帳				A ・ B / しんせいちゆう 申請中			
3) せいしんしやう しやほけん ふくしてちょう 精神障がい者保健福祉手帳				きゆう きゆう きゆう しんせいちゆう 1級・2級・3級 / 申請中			
4) しょう ふくし じゆきゆうしやしやう 障がい福祉サービス受給者証				しょう しゅべつ かいごきゆうふ くんれんとうきゆうふ 障がいの種別 () 介護給付・訓練等給付 くぶん くぶん くぶん くぶん くぶん くぶん 区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6 / しんせいちゆう 申請中			
5) しょうがいき そねんきんとう 障害基礎年金等				きゆう きゆう しんせいちゆう 1級・2級 / 申請中			
6) た しょうがいねんきんとう その他の障害年金等				きゆう きゆう きゆう しんせいちゆう 1級・2級・3級 / 申請中			
7) とっきじこう 特記事項							

<p>こうどうめん 行動面</p>	<p>じりつ いちぶかいじょ かいじょ 自立・一部介助・介助 こうどうしょう 行動障がい こだわり 対人面の配慮</p>
<p>すいみん 睡眠</p>	<p>じりつ いちぶかいじょ かいじょ 自立・一部介助・介助 きしょうじかん しゅうしんじかん ひるね うむ へいじつ やす まえ どにち かくにん 起床時間、就寝時間、昼寝の有無（平日、休み前、土日でそれぞれ確認）</p>
<p>しょくじ 食事</p>	<p>じりつ いちぶかいじょ かいじょ 自立・一部介助・介助 アレルギー： あり なし 1日 食：食事時間 分 配慮してほしい事： (スプーン・刻み食など)</p>
<p>にゅうよく 入浴</p>	<p>じりつ いちぶかいじょ かいじょ 自立・一部介助・介助 はいりよ こと 配慮してほしい事： かいすう にゅうよくじかん あら かしよ きが てつだ ひつよう など 回数 入浴時間 洗いつらい箇所 着替え 手伝いが必要なこと等</p>
<p>はいせつ 排泄</p>	<p>じりつ いちぶかいじょ かいじょ 自立・一部介助・介助 はいにょう かい にち はいべん かい にち やかん かい にち 排尿： 回/日 排便： 回/日 夜間： 回/日 こま こと てつだ こと はいりよ 困っている事、手伝ってほしい事、配慮していること</p>
<p>じゅしん 受診</p>	<p>じゅしんさき しゅじい つき かい ようび ①受診先： 主治医： 月 回 曜日 じゅしんさき しゅじい つき かい ようび ②受診先： 主治医： 月 回 曜日 じゅしんさき しゅじい つき かい ようび ③受診先： 主治医： 月 回 曜日</p>
<p>ふやくしょほう 服薬処方 ゆうむ 有・無</p>	<p>あさ しょくぜん しょくご ひる しょくぜん しょくご ゆう しょくぜん しょくご 朝：食前・食後 昼：食前・食後 夕：食前・食後 みんぜんやく むりぐすり ぶい とんぶく 眠前薬： 塗り薬：部位 頓服：</p>
<p>しこうひん 嗜好品</p>	<p>さけ たばこ コーヒー等</p>
<p>にちちゅうすかた 日中の過ごし方・ よか 余暇</p>	<p>げつ しゅみやよかつか きんがく 1か月のうちで趣味や余暇に使える金額</p>
<p>す 好きなこと とくい 得意なこと</p>	<p>じゅしよまえ がくせいじだい す とくい 受傷前や学生時代に好きだったこと、得意なこと</p>
<p>きら 嫌いなこと にがて 苦手なこと</p>	<p>じゅしよまえ がくせいじだい にがて きら 受傷前や学生時代に苦手としたこと、嫌いなこと</p>
<p>すいぶんせつしゆ 水分摂取</p>	<p>こえか かいじょ ひつようせい 声掛けや介助の必要性 こうかつかん うった たりよういんすい (口渇感の訴えがない、または多量飲水があるのか、 むせの有無、とろみをつける等の配慮)</p>
<p>た その他</p>	<p>でんたつ ひつよう じこうとう 伝達が必要な事項等</p>

② 緊急時の受け入れ・対応 ※関係資料 1～3

★前年度までの整備内容(平成30年～令和4年)★

- ① 安心生活支援事業の要綱を作成し、各関係機関との協定を結ぶ⇒4町の資源として、緊急時に対応できるように整備
- ② 各関係機関の運営規定の変更
- ③ 緊急の定義の共通認識
- ④ 緊急時の相談受付フローチャート
- ⑤ 緊急時予防・対応プラン作成記入様式作成
- ⑥ 安心生活支援事業実施時、流れ再確認

★今年度の確認と検討事項★

- ① 緊急時の受け入れの関係機関拡充
- ② 緊急時の受付時から実際の利用までの事例を使った検証
- ③ 利用可能な事業所の拡大について
- ④ 事例を用いての勉強会

地域生活支援拠点 緊急時の相談受付フローチャート



緊急時の相談

上川中部基幹相談支援センターきたよん

・登録書・

緊急性がある場合

※緊急の内容に合わせて受け入れ先の確保

必要な、サービス調整

緊急対応後の支援提供の検討

必要な支援の提供(緊急予防プラン、対応プラン作成)

緊急性がない場合

※内容に合わせて必要な支援に繋げる

必要な支援の提供



… きたよん

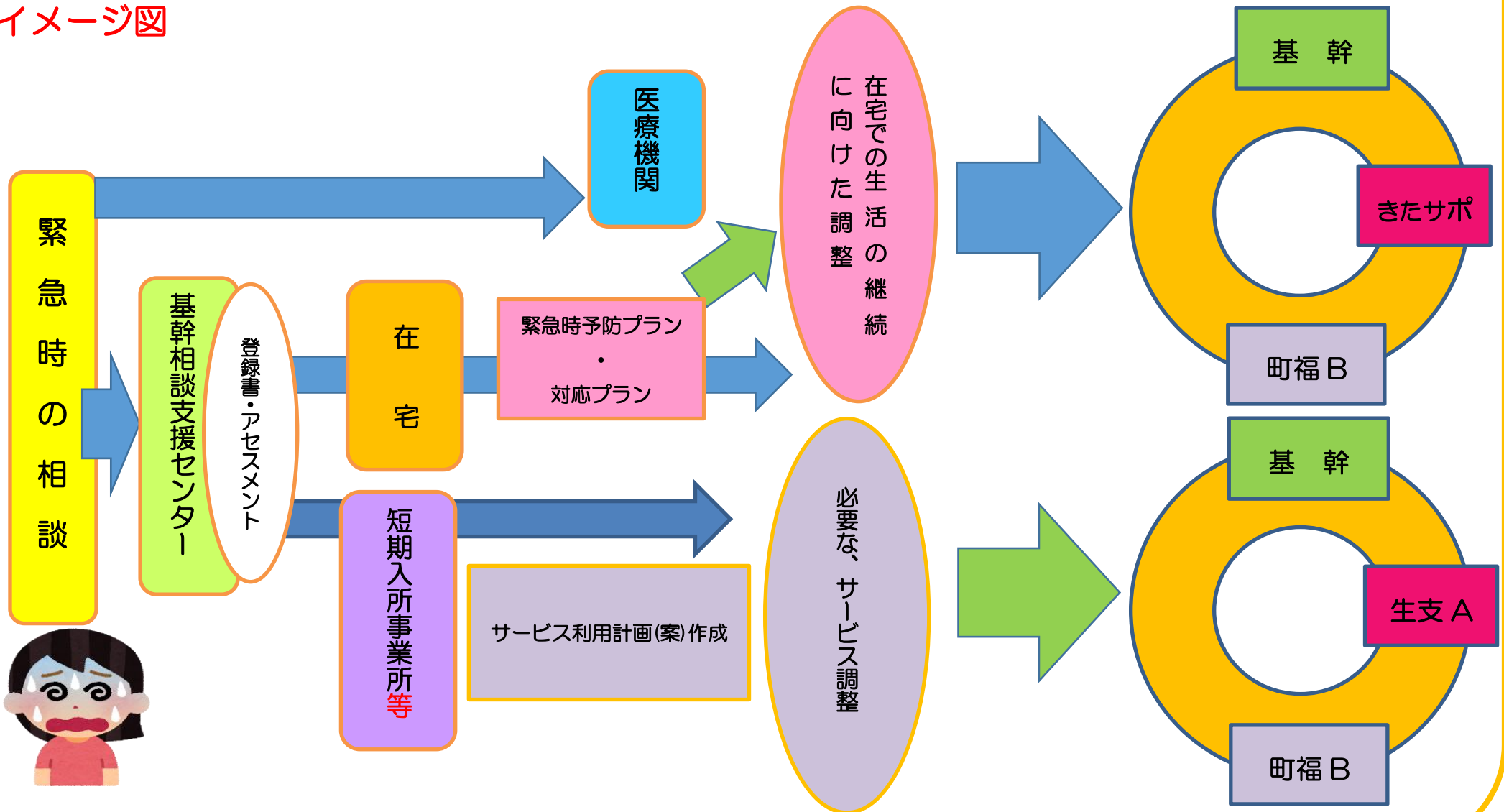


… 緊急対応または体験利用の実施事業所

… きたよん・緊急対応または体験利用の実施事業所

緊急時の相談と居宅での支援体制及び居宅以外での受け入れ体制

イメージ図



きんきゅう たいけん りようもうしこみしょ
緊急・体験の利用申込書

※関係資料 緊急時の受け入れ・対応-3

*お預かりした書類は、ご返却いたしません。利用されない場合は、当方で責任を持って処分いたします。

受け付け先<<

>> 担当者<<

>> 記入日 年 月 日

しめい 氏名:	せいべつ おとこ おんな 性別: 男・女	ねんれい 年齢	さい (S・H・R) 歳(S・H・R)	ねん がつ におうまれ 年 月 日生
りよう ないよう 利用したい内容	つうしょたいけん じりつせいかつたいけん しゆくはくたいけん 通所体験・自立生活体験 (ヘルパー)・宿泊体験			
りよう たいひ 利用したい日	ねん がつ におう ちごぜん ちご 午後 : ~ 月 日 ちごぜん ちご 午後 :			
りよう しぎょうしょ 利用したい事業所				
りよう ないよう 利用したい内容				
ないふくやく うむ 内服薬の有無	あり 有	なし 無	ぬ ぐすり ぶい 塗り薬 (部位):	
ないよう 内容:	あさ しょくぜん しょくご 朝 (食前・食後)			
	ひる しょくぜん しょくご 昼 (食前・食後)			
	ゆう しょくぜん しょくご 夕 (食前・食後)			
	みんぜんやく 眠前薬:		とんぶく 頓服:	
しょくじ きぼう 食事の希望	あさ (かい 回) ・ ひる (かい 回) ・ ゆう (かい 回)			
にがて 苦手なもの:				
アレルギーの有無	あり 有	なし 無		
きちょうひんあす 貴重品預かり:	あり 有	なし 無		
たじぎょうしょきにゆうらん その他事業所記入欄				



③ 体験の機会・場の提供

※関係資料 1～6

★前年度までの整備内容(平成30年～令和4年)★

- ① 体験利用に必要な様式作成
- ② 事業所の受け入れツール作成
- ③ 宿泊、自立体験の流れ
- ④ 通所体験利用時の回数の上限の確認
- ⑤ 事例を用いた勉強会

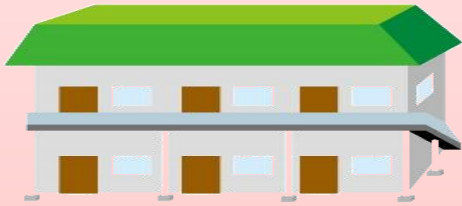
★今年度の検討事項★

- ① 各事業所での利用開始時の再度、課題検討
- ② 宿泊、自立体験の事例を用いた勉強会

地域生活支援拠点利用申し込みチャート



通所体験



事業所の送迎等

通所体験事業所

- ・陶芸 ・パン作り
- ・施設外での作業
- ・施設内での作業など



体験終了後に事業所の送り等で帰宅



宿泊体験・生活(自立)体験



事業所の送迎等

宿泊・生活体験施設

宿泊体験

夕食

入浴

余暇

就寝



体験終了後に事業所の送り等で帰宅

昼食

生活(自立)体験
例えば、掃除・食事づくり

朝食

起床

利用後の福祉サービスやサポート

通所体験や宿泊体験・生活(体験)利用後、ご本人が希望する自宅での生活に必要な福祉サービス利用やその他のサポートを整えていく

例えば

- ・家事援助
- ・計画相談
- ・モニタリング
- ・就労支援事業所



ちいきせいかつしえんきよてん
地域生活支援拠点

じぎょうしょしょうかい
事業所紹介

じぎょうしょめい
事業所名

どんなことができるの？



ゆうびん
〒

じゅうしょ
住所 :

でんわ
電話 :

ふぁくす
FAX :

めーる
メール :

ほむページ
ホームページ :

つうしょ たいけん
「通所」体験について

※ 関係資料 体験の機会・場の提供—4

	たいおう 対応	りようりょう 利用料など
そうげい 送迎	○	かたみち えん 片道〇〇円
ちゅうしょく 昼食	○	1食〇〇円
も もの 持ち物	○	うわぐつ 上靴
た その他		

ひよう どうじつ しはら
※費用は当日にお支払いください。

「宿泊・生活（自立）」の体験について

	たいおう 対応	りようりょう 利用料など
ちょうり 調理	○	メニュー① (〇〇円) メニュー② (〇〇円)
そうじ 掃除	○	
せんたく 洗濯	○	
た その他		

ひよう どうじつ しはら
※費用は当日にお支払いください。

き
気になることや心配なこと

なに か たいけんさき しょくいん わた
※何かありましたら、ここに書いて体験先の職員に渡してください。

緊急・体験の利用申込書

※資料 体験の機会・場の提供—5

受け付け先《 》 担当者《 》 記入日 年 月 日

氏名：	性別：男・女	年齢	歳(S・H・R)	年 月
日生				
利用したい内容	通所体験・自立生活体験(ヘルパー)・宿泊体験			
利用したい日	年 月 日 午前・午後 : ~ 月 日 午前・午後 :			
利用したい事業所				
利用したい内容				
内服薬の有無	あり	なし	塗り薬(部位)：	
内容：	朝(食前・食後)			
	昼(食前・食後)			
	夕(食前・食後)	眠前薬：	頓服：	
食事の希望				
	朝(回)	昼(回)	夕(回)	
苦手なもの：				
アレルギーの有無	あり	なし		
貴重品預かり：	あり	なし		
その他事業所記入欄				



*お預かりした書類は、ご返却いたしません。利用されない場合は、当方で責任を持って処分いたします

送	迎	食	事	活動中	会	話
<input type="checkbox"/> 話しをした	<input type="checkbox"/> 完食した			<input type="checkbox"/> 集中していた	<input type="checkbox"/> 表情良く話をされていた	
<input type="checkbox"/> 無言だった	<input type="checkbox"/> 美味しくそうに食べていた			<input type="checkbox"/> 楽しそうに活動されていた	<input type="checkbox"/> 楽しそうであった	
<input type="checkbox"/> うれしそうだった	<input type="checkbox"/> 野菜を残した			<input type="checkbox"/> 話しを理解されていた	<input type="checkbox"/> 聞かれたことのみ答えていた	
<input type="checkbox"/> 気になる仕草があった	<input type="checkbox"/> 肉または魚を残した			<input type="checkbox"/> よく動いていた	<input type="checkbox"/> あまり話されなかった	
<備考欄>	<input type="checkbox"/> 主食を残した(ご飯や麺類など)			<input type="checkbox"/> 集中できなかった	<備考欄>	
	<input type="checkbox"/> 全体的にあまり食べられなかった			<input type="checkbox"/> 話しを理解されていないかった		
	<備考欄>			<input type="checkbox"/> あまり動かなかった		
				<備考欄>		

★上記以外で気になることがあれば記入



関係資料 体験の機会・場の提供-6

④ 専門的人材の確保・育成

★前年度までの整備内容(平成30年～令和4年)★

- ① 4町での「専門的人材の確保・育成」についての定義
- ② きたサポの理解、啓発のための、サポートブックとパンフレット作製

★今年度の確認・検討事項★

- ① 学習会の実施
- ② きたサポの周知

⑤ 地域の体制づくり

※関係資料 1～6

★前年度までの整備内容(平成30年～令和4年)★

- ① ライフサポートきたサポの仕組み作り
- ② ライフサポートきたサポの説明パンフレット
- ③ 地域生活支援拠点のパンフレット、チラシ作成
- ④ 啓発活動 関係機関
- ⑤ 各町の、地域資源の再確認とチラシ等配布

★今年度の検討事項★

- ①きたサポの周知方法

あったらいいなをカタチに…すーぱーきたよんちゃん

ライフサポート **きたサポ**

(当麻町・比布町・愛別町・上川町)では、障がいのある方の高齢化や「親亡き後」に備え、障がいのある方を地域全体で支えるサービス体制を構築することを目的に、地域生活支援拠点整備を進めてきました。

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、入口となる相機機能を充実させ、関係機関との“つながる、つなげる”のネットワークづくりに取り組んでいきたいと考えています。

★地域で見守る・繋がる・支える…しくみづくり★

すーぱーきたよんちゃんライフサポート (きたサポ)

障がいのある方やご家族へのサポートを地域住民のみなさまや地域で活動されている各機関の方の気づきやサポートをしていただくことで、障がいのある方を地域全体で支える体制を整えていきます。

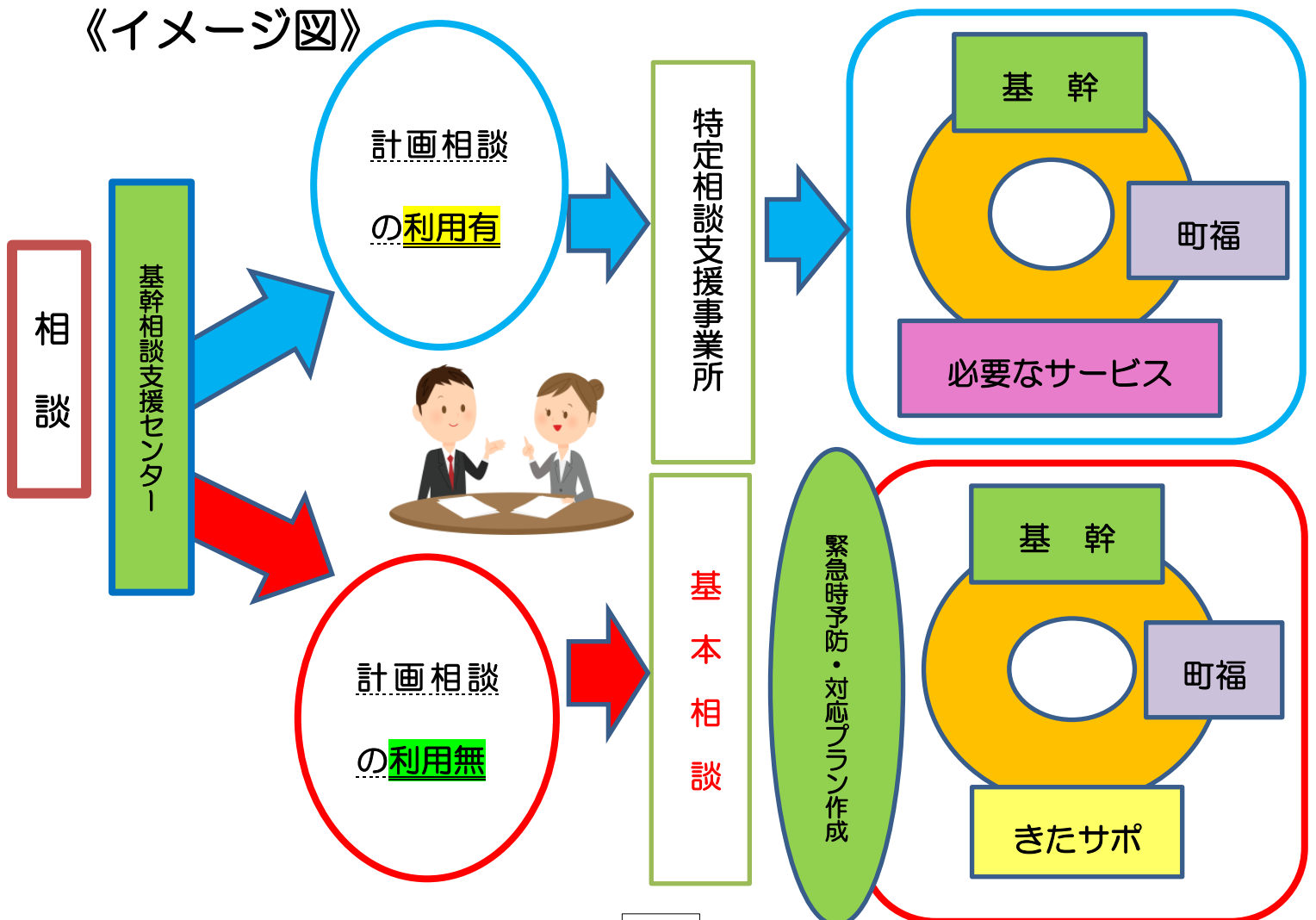


★対応プランの作成対象者としては、以下の条件にあてはまる世帯(緊急時の支援が見込めない世帯)を想定しています。★

- ① 障がいのある方の状態が不安定になる、または同居家族が急病になるリスクが高い
- ② それらの事態に対する必要なサポートを得ることが難しい
- ③ 計画相談支援を利用していない(※利用している場合には、緊急時の予防・対応も勘案しながらサービス等利用計画を作成していきます)

この緊急時予防・対応プランでは、相談受付から緊急時に特化することによって、緊急時の予防または緊急事態であっても迅速に対応することをねらいとしています。相談受付後、ご本人、ご家族(必要時)の同意を得た上で、予防的取組(地域生活支援拠点 事前登録基本情報およびサポートマップの作成)と合わせて作成していきます。

《イメージ図》



地域生活支援拠点 緊急時予防・対応 プラン 記入例

上川中部基幹相談支援センター きたよん 作成者 ●●● ●●

令和 年〇 月 〇 日

予防／対応	自己対応	家族の対応	支援者の対応	関係機関連絡先
※緊急時 予防 → 普段の生活から取り組んでおくこと。	<u>Kさん</u> 今後の希望や、不安に思っていることなど、民生委員●●さんと話したり、親戚の方にも相談する。	<u>親戚●●さん</u> Kさんの将来について相談にのる。	<u>民生委員●●さん</u> 定期的に訪問し様子の確認。 必要に応じ、Kさんの了承を得て相談支援事業所と情報を共有する。	民生委員●●さん 電話△△-△△ □□相談支援事業所 担当●● 電話△△-△△

内容省略

予防／対応	自己対応	家族の対応	支援者の対応	関係機関連絡先
※緊急時 対応 → 父親が入院で長期不在になった時。	<u>Kさん</u> ① 緊急の時に必要なことを確認する。 ② サポートマップにある連絡先に相談する。 ③ 服薬を継続し、病状に変化があれば病院に相談する。	<u>親戚●●さん</u> 父親の入院について、Kさんと一緒に必要なことや役割分担を確認する。	<u>民生委員●●さん</u> 訪問頻度を増やし様子の確認。 <u>□□病院</u> 体調について、Kさんの相談に応じる。 <u>□□相談支援事業所</u> Kさんと相談のうえ、必要に応じて短期入所の利用調整を行う。	<u>親戚●●さん</u> 電話△△-△△ □□相談支援事業所 担当●● 電話△△-△△ 民生委員●●さん 電話△△-△△ □□病院（精神科） ●●相談員 電話△△-△△

地域生活支援拠点 サポートマップ

〇〇〇医療機関
担当 △△さん
電話 ●●-●●●●

〇〇町役場
担当 △△保健師
電話 ●●-●●●●

〇〇様

日常的にサポートしてく
れるご近所の△△さん
電話 ●●-●●●●

〇〇町〇〇地区
民生委員 △△さん
電話 ●●-●●●●

上川中部基幹相談支援セ
ンター きたよん
担当△△
電話 ●●-●●●●
必要時に訪問や電話をし
て相談

年に数回、自宅に来てく
れたり、電話をくれる遠
方の親戚△△さん
電話 ●●-●●●●

【 地域生活支援拠点 】
あったらいいなをカタチに…

すーぱーきたよんちゃん ライフサポート きたサポ



地域生活支援拠点
イメージキャラクター
すーぱーきたよんちゃん

上川中部基幹相談支援センター
きたよん

地域生活支援拠点とは、障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」に備え、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制を整備することです。

(当麻町・比布町・愛別町・上川町)では、平成 26 年より役場や関係機関が連携しながら協議を開始し、すーぱーきたよんちゃん(地域生活支援拠点検討委員会)を立ち上げ、障がいのある方が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な、5つの機能(①相談／②緊急時の受け入れ・対応／③体験の機会・場／④専門的人材の確保・育成／⑤地域の体制づくり)について検討、整備をしてきました。



すーぱーきたよんちゃんライフサポート(きたサポ)にご協力いただける方、興味のある方は、きたよん までご連絡ください!

※ きたサポ手引き作成しています。

きたよんホームページでも
ご案内しています。



～ ご 連 絡 先 ～

上川中部基幹相談支援センター
きたよん

当麻町 3 条東 2 丁目 11 番 1 号
(当麻町役場内)

0166-84-7111



0166-84-7333



kitayon@potato.ne.jp

きたサポの活動

～サポート開始までの流れ～

①相談・登録

(利用希望される方→きたよん)

将来の生活が心配だなあ…



②緊急時予防・対応プラン、

サポートマップの作成

(ご本人の了承→きたよん)

③サポート体制や役割分担の確認

- ・プランをもとに役割を決めます
- ・サポートに必要な情報の共有
(きたよん→関係者・きたサポ)

④プランにそったサポート

(きたよん・関係者・きたサポ)

<きたサポ サポート例>

～見守り～



こんにちは！
今日も元気そ
うですね。

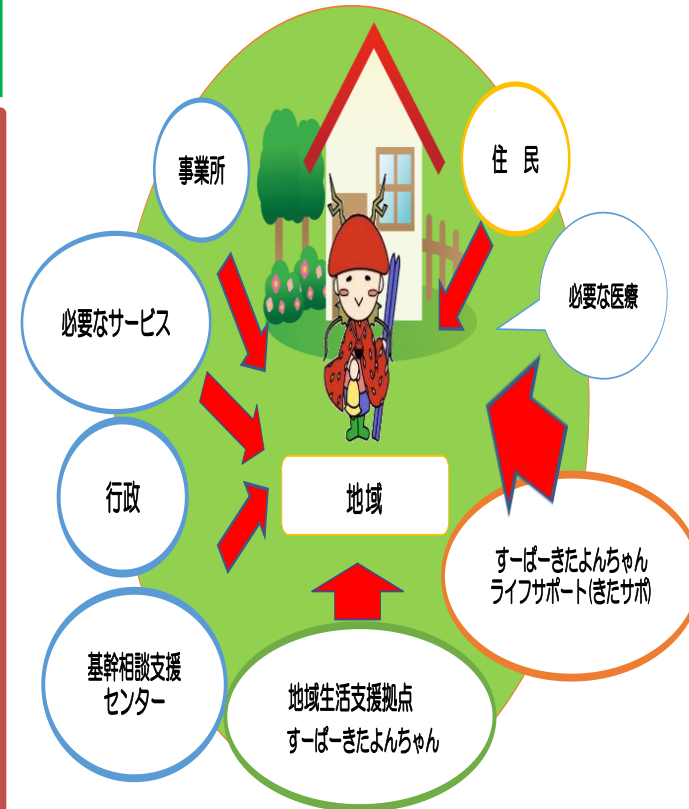
すーぱーきたよんちゃんライフサポ
ート(きたサポ)は、地域の体制づくり
のひとつです。

きたサポでは、左の“～サポート開始
までの流れ～”の通り、「緊急時予防・
対応プラン」にそって、見守りなどの
必要なサポートを行います。

活動に参加するためには、登録が必要
です。ご協力いただける方、興味をも
っていたただけた方は、**きたよん**
(連絡先は裏面に記載)までご連絡く
ださい！



よろしく、
お願いしま
す。



地域全体でサポートす
る体制が整うことで、障
がいのある方が住み慣
れた町で安心して暮ら
していくことができます
♪

ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点



当事者、町民の方に
地域生活支援拠点を
知ってもらうための
手引きです。



ちいきせいかつしえんきよてん
地域生活支援拠点 イメージキャラクター

すーぱーきたよんちゃん

かみかわちゅうぶきかんそうだんしえん
上川中部基幹相談支援センターきたよん

しょう も かた じゅうどか こうれいか おや な あと
障がいをお持ち方の重度化・高齢化や「親亡き後」
み す きよじゅう しえん きのう そうだん きんきゅう
を見据えて、居住支援のための機能《相談、緊急
う い たいおう たいけん きかい ば ていきょう せんもんてき
の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的
じんざい かくほ いくせい ちいき たいせい せいび
人材の確保・育成、地域の体制づくり》を整備し、

ちいき ぜんたい ささ たいせい
地域全体で支える体制をつくることを地域生活

しえんきよてん
支援拠点といます。

とうまちょう ぴっぶちょう あいべつちょう かみかわちょう
当麻町・比布町・愛別町・上川町では、

ちいきせいかつしえんきよてん せいび しょう
地域生活支援拠点を整備し、障がいがあっても
す な ちいき あんしん せいかつ たいせい
住み慣れた地域で安心して生活できる体制があり
ます。

福祉便利帳

障がいのある人が暮らしていくために利用できるいろいろな福祉サービスがあります。

「こんな暮らしがしたい」「障害者手帳を持ちたい」「こまったことがある」「わからないことがある」というようなときは、この便利帳を見てください。

◆障がいのある人が暮らしていくために利用できることを一冊にまとめました



福祉便利帳は、きたよんのホームページからダウンロードできます。各町の保健福祉課にあります。

すーぱーきたよんちゃん
地域生活支援拠点 イメージキャラクター

★当麻町 比布町 愛別町 上川町★

地域生活支援拠点等を活用した事例について



◆ 事例 5つの機能 《 ①相談の機能 》 ◆

今回、母親からの相談

地域生活支援拠点のチラシを見て、電話があり息子のことで相談があるので、自宅に来てほしいという希望があり訪問する

相談内容

高齢になり、自分が入院や、施設に入ることになったら、家でどうやって生活をしていくのか心配で、何度か息子に聞いたことがあるが「別に生活に困らない」「コンビニで食べる物は買える」「掃除も洗濯もしなくても死にはしない」「3万ぐらいあればなんとかなる」「働いても、怒られてばかりだから…今の新聞配達の仕事でも怒られることばかりだけど、仕事のコツをつかんだから、辞めたくない」「アルバイト先では、返事をしていけば務まる」などと言うばかりで…願うことは、健康でご飯が食べることが出来て、人に頼ることをしてほしい…

訪問 1 回目

ご本人に「地域生活支援拠点のチラシ」、「地域生活支援拠点の手引き」の説明とアセスメントのため訪問。母親が心配していることは理解したが、今後の生活に不安はないと話される。「地域生活支援拠点の手引き」、「福祉便利帳」をお渡しし、知りたいことや、気になることがあれば次に訪問した時に教えてほしいとお伝える。

訪問 2 回目

前回、お渡しした「地域生活支援拠点の手引き」、「福祉便利帳」、母親とのその後の話の内容を確認する。ご本人から今のバイトも月に数回しか呼ばれないし、収入もあまりないので、自分に出来ることのあるのなら、いろいろと見学してみてもいいかなあと思う。母親も高齢なのはわかっているけれど、先のことなんて考えたこともなかった。手続きがあるのなら進めていきたい。

地域生活支援拠点の**登録申請**

予防・対応プラン
サポートマップ作成

事業所の体験利用

◆ 事例 5つの機能《②緊急時の受け入れ・対応》 ◆

広報にのっていたことを思い出して、母親がきたよんに電話をした。

今日、役場に行く用事があるので、娘のことで話しを聞いてほしいので、きたよんに行きたいとのことで、来所される。

内容は、父親が1ヶ月間の入院になることが決まりそうで、自分も付き添いとして病院に泊まることになり、そうなると娘が1人で居なくてはいけなくなり、週末には1回自宅に娘の様子を見に戻ってこようとも考えたり、親戚の人に自宅に泊まってもらい、親戚に毎日、食事を運んでもらい様子を見てもらう、娘は料理もできないし、火をつけたままにしないか、薬は毎日決まった時間に飲むだろうか、と色々考えたら不安になってしまい、親戚の人には、これ以上迷惑をかけたくないので、何か娘が父親の入院中に不安なく過ごす方法はないだろうか？

※ 令和5年10月に第2回「すーぱーきたよんちゃん」を開催し、②緊急時の受け入れ・対応の事例検討を行い終了後に記載していく。

地域生活支援拠点の手続き《事業所用》



令和3年4月1日

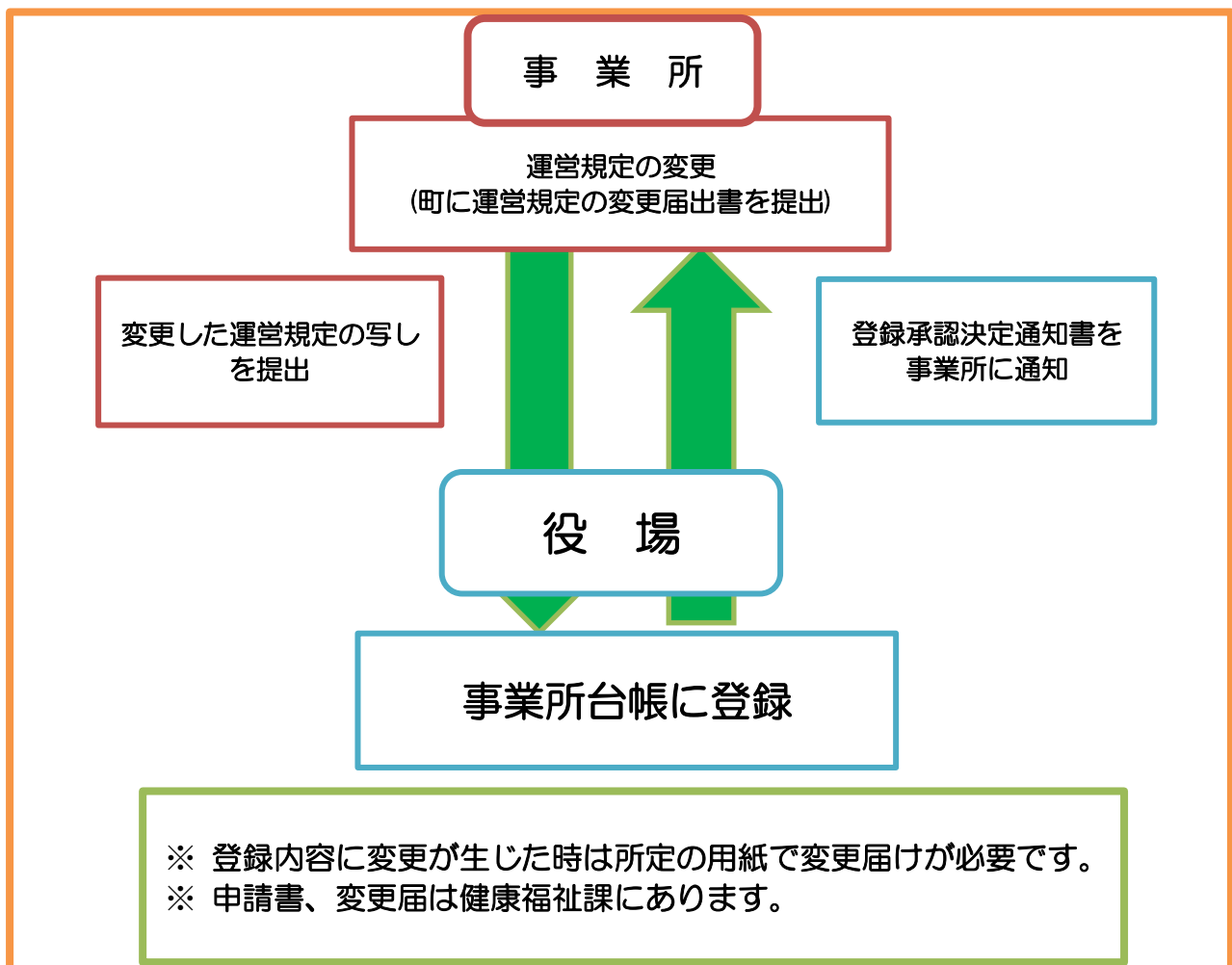
地域移行のための安心生活支援事業 施行

1. 地域生活支援拠点の機能を担う事業所の届出について

地域生活支援拠点の機能を強化する観点から、①相談機能②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・育成⑤地域の体制づくりの5つの機能の一部を担う町内の事業所につきましては、事業所の運営規定に地域生活支援拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを町に届けることで、所定の加算を算定できます。

《加算対象とならない事業所で緊急時の受入、体験の機会（宿泊必須）を実施する場合は地域移行のための安心生活支援事業で協定を締結した後、実施することができます。》

《届出の流れ》



2. 地域移行のための安心生活支援事業について

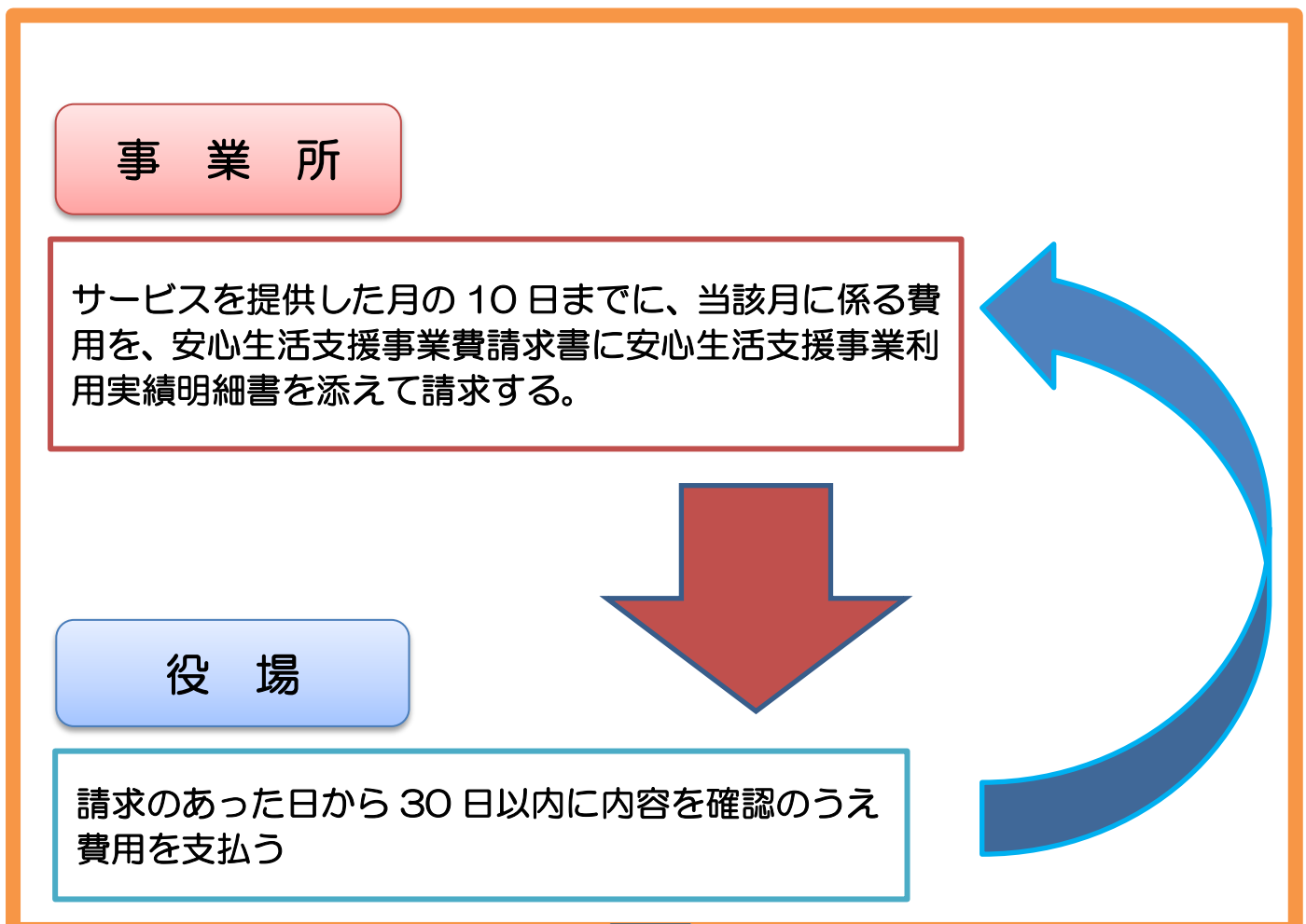
① 事業内容(地域移行のための安心生活支援事業要綱より)

- 1) 緊急一時的な宿泊事業 地域で生活する障がい者等の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合、短期入所等における緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う事業で、宿泊することが適当でない特別な事情があると認める場合には、宿泊を伴わない事業の利用をすることができるものとする。
- 2) 体験的宿泊事業 地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や緊急時の宿泊体験で1人暮らしの体験の機会や場を提供する。
- 3) その他の町長が必要と認める事業

② 利用単価(地域移行のための安心生活支援事業要綱より)

短期入所サービス費に準じた単位及び加算額(食事代及び光熱費等の実費負担は各町の要綱の定めのとおり)

③ 利用後の流れ



- 地域移行のための安心生活支援事業利用申請書
- 地域移行のための安心生活支援事業請求書
- 地域移行のための安心生活支援事業利用実績明細書

※申請書等は、保健福祉課にあります。

安心生活支援事業利用申請様式 参考資料(当麻町)

様式第1号(第6条関係)

当麻町地域移行のための安心生活支援事業利用申請書

年 月 日

当麻町長 様

(申請者)
住 所
氏 名
利用者との続柄 ()
電話番号

次のおり当麻町地域移行のための安心生活支援事業の利用を申請します。

利用 者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名				満 歳
	住 所	電話番号			
十八歳未満の場合	フリガナ			続 柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	氏 名				<input type="checkbox"/> その他 ()
	住 所	電話番号			
障害の程度	障害支援区分	有・無	区分 1・2・3・4・5・6	有効期限	年 月 日～ 年 月 日
	障害等の種別	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> その他 ()			
利用する支援の種別	<input type="checkbox"/> 短期入所支援(事業所名:) <input type="checkbox"/> 事業所等による宿泊を伴わない支援(事業所名:)				
備 考					

※添付書類…障害等の種別を確認する書類(障害者手帳のコピー、医師の診断書等)

地域生活支援拠点のイメージキャラクター

「すーぱーきたよんちゃん」です。

名前の由来は…地域生活支援拠点を進めていく中で、四つの町の事業所間での連携が重要になること、地域みなさんに関心を持ってもらえること、スーパーな四町と四つのチャンネル(特徴)があり、チャンネルを合わせたら繋がるという意味です。

帽子はキノコの町愛別町、マントはいちごの町比布町、ベルは鐘の町上川町、ネックレスは、スイカの町当麻町です。



よろしく、
お願いします♥